

## 改正民法施行を踏まえた離婚後の子育ての多様化に対応する

### 港区の政策充実を求める請願

港区議会議長

鈴木 たかや 様

令和 7 年 月 日

請願代表者

(省略)

#### [請願の趣旨]

1. 来る令和 8 年 5 月までに民法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）が施行されるにあたり、附則 17 条（啓発活動）及び 18 条（周知）に基づき、港区民（児童生徒を含む）に対して法改正内容の周知・啓発を実施していただきたい。
2. 同法施行にあたり、共同養育先進国の事例調査及び共同養育の知見がある団体・個人との勉強会を通じて、従来のひとり親世帯に加え「離婚後の共同養育を選択している世帯」に対する港区の実情に合わせた支援のあり方について検討していただきたい。
3. 同法施行にあたり、従来のひとり親家庭への支援施策に加え、『離婚後の共同養育家庭に対する支援施策』についても『子どもの利益の観点』から港区の政策として検討していただきたい。

## 〔請願理由〕

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）が成立し、同月24日に公布されました。

この法律改正により、離婚後の父母いずれか一方のみが親権を持つ従来の単独親権制度から、離婚後の父母双方が養育義務を負う共同親権も選択できるようになります。

この法改正は、令和3年に法制審議会に諮問された諮問第113号「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、父母の離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要がある」にあるとおり、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や、子の養育の在り方の多様化という社会情勢の解決策であると言えます。

そこで、港区の現状に目を向けてみると、東京都保健医療局発表の人口動態統計によれば、港区は東京23区（島しょ部を除く）の中で例年離婚率が1位または2位と高い水準にあることが明らかです。

また、子育ての状況についても、港区の就学前児童の保護者の共働き率については、76.3%（令和4年「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査報告書」より）と高水準であり、父母双方の約8割が就労しながら子育てに関わり、日々の生活を送ることが極めて一般的となっている現状があります。

このような港区の実情から、港区における子育て中の父母が婚姻中であるか否かに関わらず、安定した就労を継続しながら、より安心して子育てをできることを前提とした政策が不可欠であることは明白です。

しかしながら、現在の港区における離婚前後の家庭支援については、「ひとり親家庭支援」の枠組みが中心であり、離婚後においても『父母双方が子育てに関わる共同養育家庭』に対する支援の枠組みが十分に整備されておらず、来年度の法施行後、港区が東京都においてトップクラスの離婚率であることおよび約8割もの子育て中の父母が就労している現状に即した政策が準備されているものとは到底思えません。

例えば、共同親権・共同養育家庭では、進学・医療などの重要事項の決定において父母の意見相違が生じた場合の対応調整が課題となります。

また、異世帯の父母が交代で子を養育する場合の行政機関や教育機関における父母の地位を確認するための各機関における個人情報の登録方法および各機関から養育責任者への連絡体制においても大いに検討の余地があります。

さらにまた、核家族で家事が苦手な養育者が子育てに安定して積極的に取り組み続けるための支援の導入検討は、喫緊の課題と言えます。

つまり、今回の、民法の一部を改正することに踏み切った立法趣旨からする

と、従来の『離婚後はひとりで子育てをする』という前提に基づく行政支援に加え、『離婚後も父母双方が子育てに関わる』家庭の実情に即した行政支援を念頭に、多様な行政サービスの在り方を検討することこそが、少子化問題を含めた現在の日本が置かれた窮状を救うための重要な課題であると思料します。

従いまして、港区が現在置かれている実情から、本法改正の趣旨である『子の利益の確保』を区政レベルで早期に実現する取り組みが進むことを切に希望いたします。

以上の理由により、本請願を提出いたします。